

三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するときは、当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

四 外国管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき、ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

五 不当な目的で申立てがされたことその他申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

（外国倒産処理手続の承認の決定）

第二十二條 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条、第五十七條第一項又は第六十二條第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。

第二十三條 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。

2 外国管財人等には、外国倒産処理手続の承認の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。第五十一條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があった場合における保全管理人についても、同様とする。

3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があった旨を通知しなければならない。ただし、第二十五條第九項本文（第二十六條第六項、第二十七條第八項、第五十二條第五項及び第五十八條第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

- 一 租税その他の公課を所管する官庁又は公署であつて最高裁判所規則で定めるもの
二 債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるとときはその労働組合、債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数を代表する者

（即時抗告等）

第二十四條 外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六條第一項又は第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定による禁止の命令及び第三十二條第一項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分
（他の手続の中止命令等）

第二十五條 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされているもの
二 債務者の財産に関する訴訟手続
三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているもの

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者

（外国管財人がない場合に限る。）若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外国倒産処理手続の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合において、第八條第三項本文の規定は、適用しない。

9 第二十三條第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

第二十六條 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関する処分その他の処分を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による処分を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四條第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による処分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。
5 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることの禁止を命ずる処分をした

場合には、債権者は、承認援助手続の関係においては、当該処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該処分がされたことを知っていたときに限る。

6 前条第六項から第八項までの規定は第一項又は第二項の規定による処分及び第四項の規定による決定について、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

（担保権の実行手続等の中止命令）

第二十七條 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている担保権の実行の手続又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四條第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合においては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。
7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(強制執行等禁止命令)

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等の禁止を命ずることができる。この場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「強制執行等禁止命令」という。）が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等（当該命令により禁止されることとなるものに限る。）の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がいない場合に限る。）若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権（当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。）については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その主文を公告し、かつ、その裁判書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならぬ。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に強制執行等禁止命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならない。この場合においては、前項の規定による公告は、することを要しない。

3 第一項の場合において、同項の裁判書の送達を受けた外国管財人等は、当該裁判書の内容を知れている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等（承認管財人が選任されている場合にあつては、承認管財人）に対する裁判書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判（強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除)

第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等を行うことができ、強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるとき

は、債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項若しくは第二項の規定による処分、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、強制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。

二 第六十二条第二項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができる。

(管理命令)

第三十二条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

3 法人は、承認管財人となることができる。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(管理命令に関する公告及び送達等)
第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。
一 管理命令を発した旨及び承認管財人の氏名又は名称

二 債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者（第六項において「財産所持者等」という。）は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する裁判書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を、第三項の決定があつた場合又は管理命令が発せられた後に外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定した場合にはその旨を、知れている財産所持者等に通知しなければならない。

7 第八条第四項の規定は、管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

(承認管財人の権限)

第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。

第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができる。

(管理命令が発せられた場合の債務者の財産関係の訴えの取扱い)

第三十六条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。

2 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴訟手続で債務者が当事者であるものは、中断する。

3 前項の規定により中断した訴訟手続は、承認管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4 第二項の規定により中断した訴訟手続については前項の規定による受継があるまでに管理命令が効力を失ったときは、債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

5 第二項の規定により中断した訴訟手続については第三項の規定による受継がされた後に管理命令が効力を失ったときは、当該訴訟手続は、中断する。

6 前項の場合においては、債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

(行政庁に係属する事件の取扱い)

第三十七条 前条第二項から第六項までの規定は、債務者の日本国内にある財産に関する事件で管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

(承認管財人に対する監督等)

第三十八条 承認管財人は、裁判所が監督する。2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、承認管財人を解任することができる。この場合においては、その承認管財人を審尋しなければならない。

(数人の承認管財人の職務執行)

第三十九条 承認管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 承認管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(承認管財人代理)

第四十条 承認管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の承認管財人代理を選任することができる。

2 前項の承認管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

3 第三十五条の規定は、承認管財人代理について準用する。

(承認管財人による調査)

第四十一条 承認管財人は、次に掲げる者に対して債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 債務者

二 債務者の代理人

三 債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四 前号に掲げる者に準ずる者

五 債務者の従業者(第二号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定は、同項各号(第一号を除く。)に掲げる者であった者について準用する。

3 承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社等(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。)に対して、その日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 債務者が株式会社である場合 債務者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)

二 債務者が株式会社以外のものである場合 債務者が株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる)を有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。)

の過半数を有する場合において、当該債務者の子会社等とみなす。

(債務者の業務及び財産の管理)

第四十二条 承認管財人は、就職の後直ちに債務者の日本国内における業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物等の管理)

第四十三条 裁判所は、承認管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の手業を行う者に対し、債務者にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(次条において「郵便物等」という。)を承認管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 裁判所は、債務者の申立てにより又は職権で、承認管財人の意見を聴いて、前項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。

3 管理命令が効力を失ったときは、裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、外国管財人等又は承認管財人は、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四十四条 承認管財人は、債務者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることをできる。

2 債務者は、承認管財人に対し、承認管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で債務者の日本国内にある財産に関しなものの交付を求めることができる。

(承認管財人の注意義務)

第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。2 承認管財人が前項の注意を怠ったときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(承認管財人の報告義務)

第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(承認管財人の行為に対する制限)

第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができる。

(管理命令後の債務者の行為等)

第四十八条 承認管財人が管理及び処分をする権利を有する債務者の財産に関して、債務者が管理命令が発せられた後にした法律行為は、承認援助手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の当時管理命令が発せられた事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 日本国内にある債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知らずに日本国内において債務者にした弁済は、承認援助手続の関係においても、その効力を主張することができる。

3 前項の債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知って日本国内において債務者にした弁済は、承認管財人が管理及び処分をする権利を有する財産が受けた利益の限度においてのみ、承認援助手続の関係において、その効力を主張することができる。

4 前三項の規定の適用については、第三十三条第一項の規定による公告(外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第二十三条第一項の規定による公告)前においてはその事実を知らなかったものと推定し、その公告後においてはその事実を知っていたものと推定する。

(承認管財人の報酬等)

第四十九条 承認管財人及び承認管財人代理は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。ただし、外国管財人である者については、この限りでない。

2 承認管財人及び承認管財人代理は、その選任後、債務者に対する債権又は債務者の株式その他の債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 承認管財人及び承認管財人代理は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができる。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(任務終了の場合の報告義務等)

第五十条 承認管財人の任務が終了した場合には、承認管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の場合において、承認管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかか

ならず、後任の承認管財人がしなければならぬ。
 3 承認管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、承認管財人又はその承継人は、後任の承認管財人又は債務者が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならぬ。
 (保全管理命令)

第五十一条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該外国倒産処理手続の承認の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。
 2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。
 3 前二項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。
 4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
 5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達等)
 第五十二条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。
 2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 3 保全管理命令及びこれを變更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する裁判書の送達された時から、効力を生ずる。
 4 第八条第四項の規定は、保全管理命令に関する公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。
 5 第二十五条第九項の規定は、保全管理命令があった場合について準用する。

第五十三条 保全管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並び

に財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
 2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
 (保全管理人代理)

第五十四条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。
 2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
 (承認管財人に関する規定の保全管理人等への準用)
 第五十五条 第三十二条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条から第五十条までの規定は保全管理人について、第四十条第三項及び第四十九条の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十条第二項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は承認管財人」と、同条第三項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人、承認管財人」と読み替えるものとする。
 2 第三十六条第二項から第六項までの規定は、保全管理命令が発せられた当時係属している債務者の日本国内にある財産に関する訴訟及び債務者の日本国内にある財産に関する事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し
 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しを決定しなければならない。
 一 当該外国倒産処理手続の承認の申立てが第十七条第一項に規定する要件を欠くものであることが明らかになったとき。
 二 当該外国倒産処理手続について第二十一条第二号から第六号までに規定する事由のあることが明らかになったとき。
 三 当該外国倒産処理手続が、破産手続終結の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定又は特別清算終結の決定に相当する判断がされて終了したとき。

四 当該外国倒産処理手続が前号に規定する事由以外的事由により終了したとき。
 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しを決定することができる。
 一 債務者が第三十一条の規定に違反したとき。
 二 承認管財人である外国管財人が第三十五条第一項又は第四十六条の規定に違反したとき。
 三 承認管財人でない外国管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しをしたとき。
 3 承認管財人でない外国管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しをしたとき。
 4 第一項又は第二項の取消しの決定に対しては、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。
 5 第一項又は第二項の取消しの決定を取り消す決定が確定したときは、第一項又は第二項の取消しの決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
 6 第一項又は第二項の取消しの決定は、確定しなければその効力を生じない。
 7 第二十四条第三項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い
 第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い
 第五十七条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、同一の債務者につき開始の決定がされた国内倒産処理手続があることが明らかになったときは、次に掲げる要件のすべてを満たす場合を除き、当該申立てを棄却しなければならない。
 一 当該外国倒産処理手続が外国主手続であること。
 二 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められること。
 三 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることにより、日本

国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。
 2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合において、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により中止されているときは、この限りでない。
 3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。
 4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 (外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)
 第五十八条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同一の債務者についての国内倒産処理手続の中止を命ずることができる。ただし、前条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。
 2 前項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。
 3 裁判所は、第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）の規定による中止の命令を變更し、又は取り消すことができる。
 4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。

国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。
 2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合において、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により中止されているときは、この限りでない。
 3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。
 4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 (外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)
 第五十八条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同一の債務者についての国内倒産処理手続の中止を命ずることができる。ただし、前条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。
 2 前項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。
 3 裁判所は、第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）の規定による中止の命令を變更し、又は取り消すことができる。
 4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。

国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。
 2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合において、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により中止されているときは、この限りでない。
 3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。
 4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整)

第五十九條 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、当該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったこと又は外国倒産処理手続の承認の決定以前に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったことが明らかになった場合において、次の各号に掲げる事由があるときには、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 第五十七條第一項各号に掲げる要件のすべてを満たすとき、当該国内倒産処理手続の中止を命ずる旨の決定

二 前号に掲げる場合に該当しないとき、当該承認援助手続を中止する旨の決定

三 裁判所は、前項の規定による決定を取り消すことができる。

四 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

五 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整)

第六十條 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合(前条第一項に規定する場合を除く。)において、同項第一号に掲げる事由がある場合には、同号に定める決定をしなければならない。

二 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合(前条第一項に規定する場合を除く。)において、同項第二号に掲げる事由がある場合には、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同号に定める決定をすることができる。

三 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は前二項の規定による決定を取り消すことができる。

四 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

五 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

六 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)

第六十一條 第五十七條第二項、第五十八條第一項、第五十九條第一項第一号又は前条第一項の規定により国内倒産処理手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六條第一項第三号の規定による外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該国内倒産処理手続は、その効力を失う。

二 第五十九條第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産手続終結の決定があったとき、又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い

(他の外国倒産処理手続の承認がされた場合の承認の条件等)

第六十二條 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、既に承認の決定がされた同一の債務者について他の外国倒産処理手続の承認援助手続があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合にも、当該申立てを棄却しなければならない。

一 当該他の外国倒産処理手続が外国主手続であるとき。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該申立てに係る外国倒産処理手続が外国従手続であり、かつ、当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められないとき。

三 外国倒産処理手続の承認の決定があった場合において、同一の債務者につき外国倒産処理手続の承認の決定がされた他の外国従手続があるときは、当該外国従手続の承認援助手続は、中止する。ただし、次条第一項の規定による中止の命令が発せられているときは、この限りでない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の他の承認援助手続の中止命令)

第六十三條 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定

をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定がされた同一の債務者についての外国従手続の承認援助手続の中止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四條第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

三 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

四 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

五 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(中止した承認援助手続の失効)

第六十四條 第六十二條第二項又は前条第一項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六條第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

第六章 罰則

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第六十五條 第四十一條第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第四十一條第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

三 債務者又はその法定代理人が第四十一條第一項(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

四 第四十一條第三項に規定する債務者の子会社等(同条第四項の規定により債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において「同じ」の代表者等が、その債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(承認管財人等に対する職務妨害の罪)

第六十六條 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第六十七條 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理(次項において「承認管財人等」という。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 前項の場合において、その承認管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

四 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 前各項の場合において、犯人又は法人である承認管財人若しくは保全管理人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）
第六十八條 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）
第六十九條 第三十一條第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 承認管財人、保全管財人、承認管財人代理又は保全管財人代理が第三十五條第一項（第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十條第三項（第五十五條第一項において準用する場合を含む。）において準用する第三十五條第一項の規定に違反したときも、前項と同様とする。
（国外犯）
第七十條 第六十六條及び第六十八條の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條の例に従う。

2 第六十七條の罪は、刑法第四條の例に従う。
（両罰規定）
第七十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十五條（第一項を除く。）、第六十六條、第六十八條又は第六十九條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科す。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）
（施行期日）
第一條 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一四年一月二三日法律第一五五号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

第三條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一五年八月一日法律第一三四号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年八月一日法律第一三四号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第八項並びに附則第三條第八項、第五條第八項、第六項及び第二十一項、第八條第三項並びに第十三條において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四條 施行日前にされた第三條の規定による改正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第十七條第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。
（罰則の適用等に関する経過措置）
第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二條第一項、第三條第一項、第四條、第五條第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六條第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十四條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、公社法の施行の日から施行する。
附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三條の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百二十五條の規定 公布の日
二及び三 略
四 第二條中民事訴訟法第八十七條の次に一條を加える改正規定及び第八條の規定並びに附則第四條、第四十九條、第六十五條、第七十條、第七十八條及び第八十三條の規定、附則第八十七條中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十條の改正規定（「第八十七條」の下に、「第八十七條の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八條、第九十三條、第九十六條及び第九十三條の規定並びに附則第八十八條中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三條の改正規定（「第八十七條」の下に、「第八十七條の二」を加える部分に限る。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）
第二百二十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八八号）抄
（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九條の規定 公布の日
附則（令和五年六月一四日法律第五三三号）抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二條の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
二 第一條中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

